



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	佐藤昌介「植民論」初期講義ノート（下の一）：札幌農学校と植民学（四）
Author(s)	井上, 勝生; INOUE, Katsuo
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 120, 右75-右93
Issue Date	2006-11-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16882
Type	departmental bulletin paper
File Information	CulturalScience120-r3.pdf



佐藤昌介 「植民論」 初期講義ノート (下の二)

——札幌農学校と植民学(四)——

井 上 勝 生

はじめに

佐藤昌介が一八九一年(明治二四)に記した植民論講義ノートの紹介である。本稿がその三回目で、次回で完結を予定している。

日本で最初に植民学の講義を始めたのが札幌農学校である。最初の開講は、一八九〇年、今のところ、この年の講義ノートは見つかっていないので、ここで紹介している講義ノートが札幌農学校最初の、つまり日本最初の植民学の講義ノートである。このあと、一九〇〇年前後の佐藤昌介の植民論講義ノートが本学に保存されており、すでに本紀要四六一三(通巻九三号)に紹介した。この後続の講義ノートと区別するためにも、ここで紹介している講義ノート

佐藤昌介「植民論」初期講義ノート（下の二）

を植民論初期講義ノート、または、植民論第一講義ノートと呼ぶことにしている。

この初期講義ノートの全体の目次を、佐藤の付した章タイトルをつかつて、再度、紹介する。

殖民地經濟的成長（以下、紀要一一五号）

殖民地の文運、殖民者の才能的生活

英国殖民地の政府

殖民地生活の經濟的性質

殖民の本国に及す影響

資本の輸出の本国に於ける影響

勞力供給論

勞力供給の方法、西班牙の殖民地

囚徒労働者を使用する事

勞力の供給を得る一法及土地払下の原則及方法（以下、紀要一一六号）

地代金支出の方法

土地払下の方法

土地を高価に払下クル事

殖民地の本国に於ける關係、（I）殖民地の財政

殖民地の本国に於ける商業上の関係、(II) 殖民貿易及殖民法

殖民地政府の土蕃に対する政略(以下、本号)

英仏戦争(米国殖民史上)

英国の殖民政略(以下、本紀要に掲載予定)

政治的商社

政治的殖民商社

自由殖民法

殖民総論

殖民地経済的特性

本稿で紹介する部分は、タイトル「殖民地政府の土蕃に対する政略」とタイトル「英仏戦争(米国殖民史上)」の二タイトルである。

ところで、本稿のなかの「英仏戦争(米国殖民史上)」は、内容の構成に混乱があり、検討を要する部分がある。それについて、説明を加えておこう。

本紀要一一五号で解説したように、佐藤の初期講義ノート全体には、四種類の縦書き用紙が使用されている。すなわち、全体の縦書き用紙は、次のように順次、綴じられている。

佐藤昌介「植民論」初期講義ノート（下の一）

青い罫紙（罫線が二本線）

六五枚

「札幌農学校」と中央に印刷された赤い罫紙

四枚

無地の用紙

五枚

「札幌農学校」と中央に印刷された赤い罫紙

五枚

青い罫紙

二枚

「札幌郡苗穂村字三角佐藤農場」と中央に印刷された青い罫紙

二枚

本誌掲載のタイトル「英仏戦争（米國殖民史上）」は、六五枚の「青い罫紙（罫線が二本線）」の最後の頁の左半分全面に記述されている。その頁の右半分（前半部）は白紙である。つづく部分が、本稿の次の行以下である。

斯氏曰ク、本国ニのみ輸出し得可キ物品ハ記名の物品ニ限ル、其他ハ之ヲ自由ニ他國ニ輸出スルを得ん、併シ本国の船舶ニ搭載スルを要ス

この部分は、用紙「札幌農学校」と中央に印刷された赤い罫紙四枚の三枚に記述され、三枚目で、次のタイトル（本誌に次に掲載予定の）「英国の殖民政略」に続いている。用紙三枚目の最後の行にタイトル「英国の殖民政略」が記されているのである。

内容をみれば、「斯氏曰ク、本国ニのみ輸出し得可キ物品ハ……」以下の部分は、「英仏戦争（米國殖民史上）」とい

うタイトル名に沿ったものではない。また、本稿で紹介する末尾の「土蕃ヲシテ開明ニ導カント欲セハ、必ス早晚優等人種ト混同スル所ナカラサルベカラス、……」以下の部分も、内容はタイトルで示されたものと異っている。

本誌、一一五号でも説明したが、原標題「殖民史講義 明治二四年一月(1891) 於札幌」という最初の表紙は、次につづく六五枚の青い罫紙(罫線が二本線)と同じ用紙に記されている。もともとは、原表紙とその次の六五枚が、綴じられたもとの講義ノートであったと思われる。もとの講義ノートに、後に違う三種類の用紙で、講義上の増補部分が増えられたと推測される。原表紙の前頁に「植民論講義原稿 明治二九年九月」という表紙が増えられているのだが、この追加の表紙の用紙には、ノート全体の最後の用紙「札幌郡苗穂村字三角佐藤農場」と中央に印刷された青い罫紙」が使用されたのである。

内容構成については、このように検討を要するところがある。参考のために、一八九一年の原表紙(図版1)、タイトル「殖民地政府の土蕃に対する政略」の最初の用紙部分(図版2)、タイトル「英仏戦争(米國殖民史上)」の記された用紙と、次の用紙へ続く部分(図版3)、本稿紹介の最後の部分の用紙(図版4)、用紙中央に印刷された「札幌農学校」という部分(図版5)を掲載する。

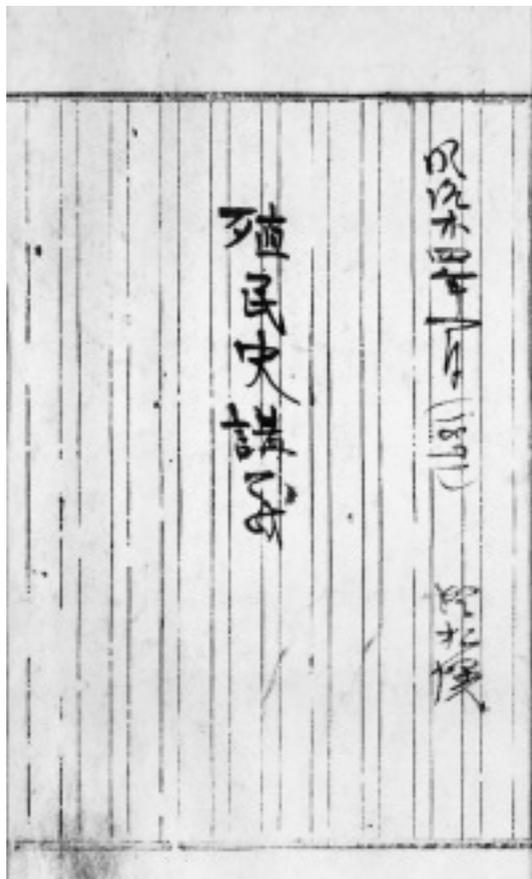
なお、佐藤昌介が毛筆で英文を手書きした箇所には、図版3と図版5にも見られるように、筆記自体は解読の困難なところがある。一一六号で紹介したように、佐藤が参照し、各所に引用もしたHerman Merivale著「Lectures on Colonization And Colonies」などを参考にして、すべてを解読することができた。この解読に当たっては、西洋文学講座の長尾輝彦教授と西洋史学講座の長谷川貴彦助教授の尽力をいただいた。また、日本史学講座大学院生松本あづさ氏にも解読に協力をいただいた。感謝を申し上げたい。

なお、凡例は、一一五号、一一六号と同じである。念のために左に再掲載する。

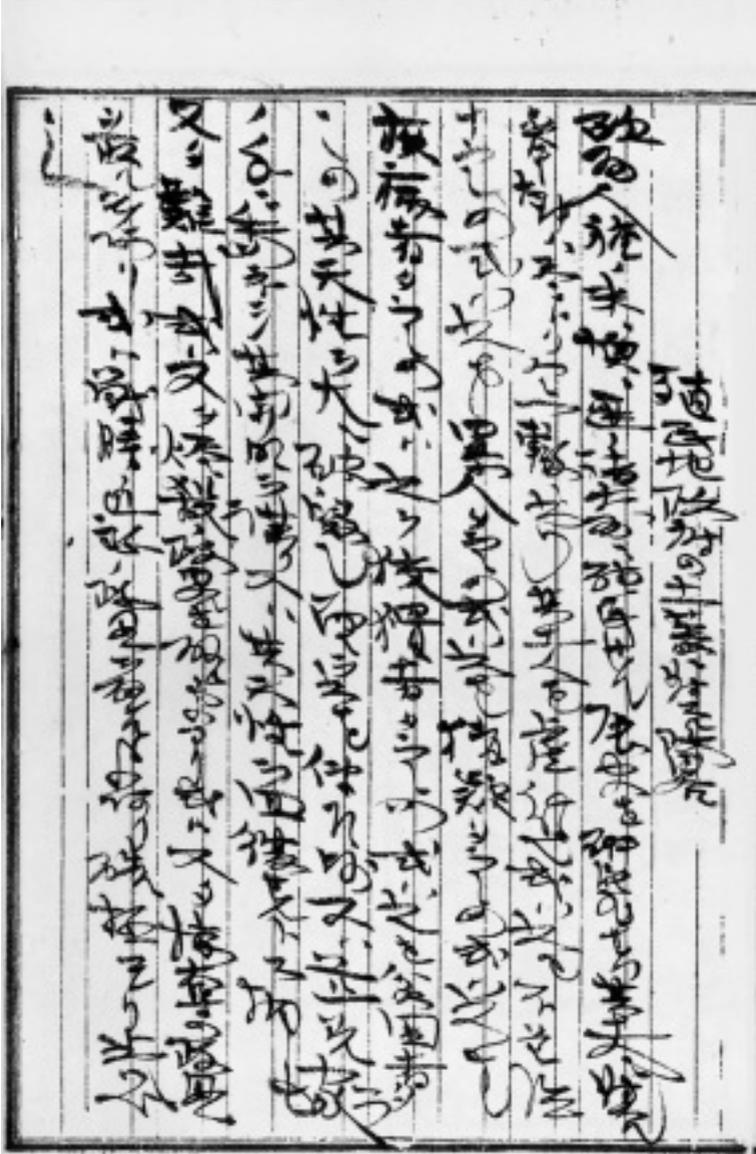
凡例

- ・翻刻の改行は、原本に従った。ただし、原本の記載仕様では、改行最初の一字下げは見られない。翻刻にあたって便宜のため一字下げにした。
- ・原文の方は、「ヨリ」、または「より」とした。
- ・原文には、読点と句点が随時、付されている。便宜のため、さらに若干の読点を加えた。
- ・原文には、上欄に、写真のような注記が随所に付されている。翻刻では、（欄外「人口」）のように、本文に組み込んだ。すべて、上欄の注記である。
- ・英文・独文（毛筆）に若干の判読不能がある。□で記した。その字数も適宜のものであり、正確ではない。
- ・文意から用字の疑問な箇所そのままとし、（ママ）と傍注を加えた。
- ・翻刻の行の一行もしくは二行の空白は、原文の改行や行のあけであるが、適宜に付したものである。

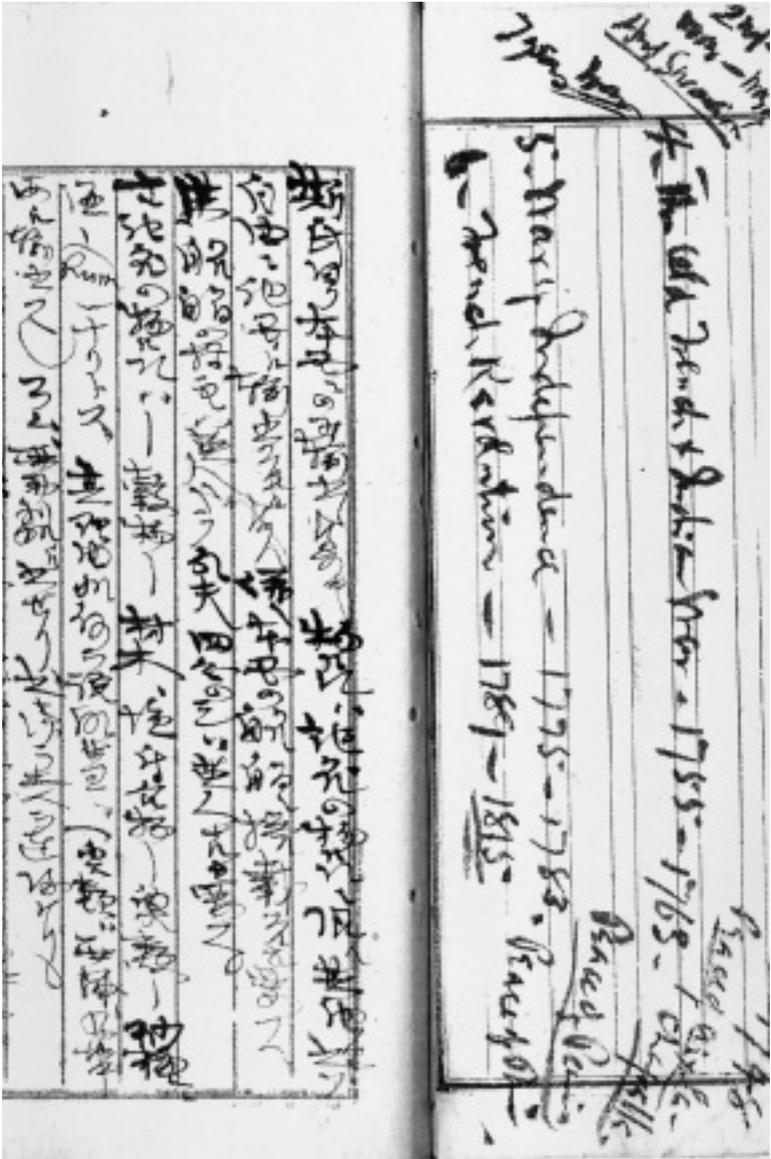
本研究は、科学研究費・基盤研究（C）（2）研究課題「札幌農学校・北海道帝国大学における植民学の展開にかんする基礎的研究」（二〇〇三年度～二〇〇五年度）の成果によっている。



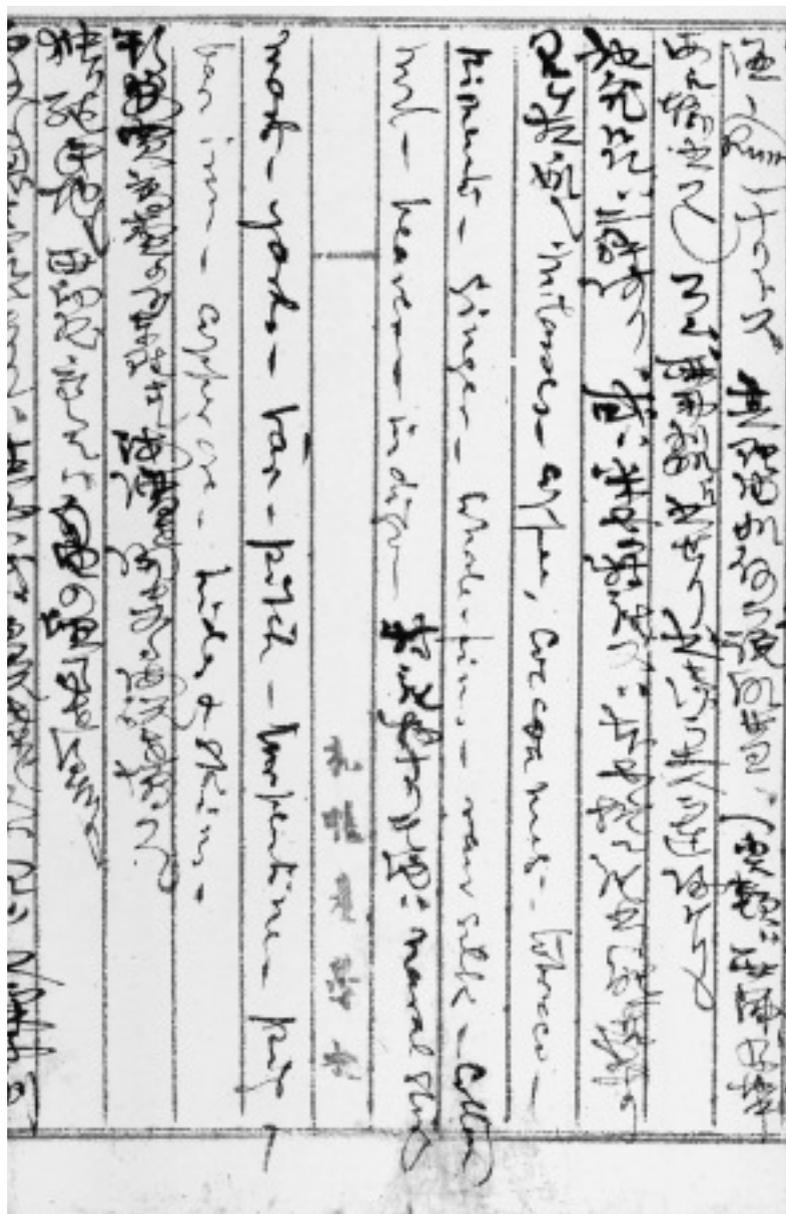
図版 1 原表紙 1891年、明治24年の表紙
2本罫線、罫線は青色



図版 2 植民地政府の土蕃に対スル政略タイトルページ
2本罫線、原表紙と同じ用紙



図版3 英仏戦争（米国植民史上）の用紙・青色罫紙（右）から朱色の札幌農学校名入り用紙（左）へ



図版 5 原稿用紙中央下に「札幌農学校」のネーム
中央、折り曲げる部分 罫線およびネームは赤紫色

殖民地政府の土蕃ニ対スル政略

歐洲人種ノ米、澳、亜ノ諸大州ニ殖民セル歴史を研究セハ、其土人ニ対スル挙動ハ尽トク同一轍ニ出ツ、其土人を虐待シ、或ハ之を不道德ナラシメ、或ハ之を暴人タラシメ、或ハ之を猜疑タラシメ、或ハ之を疾病者タラシメ、或ハ之ヲ狡猾者タラシメ、或ハ之を貧困者タラシメ、其天性ヲ大ニ破毀シ、而シテ之を伝道師又ハ慈善家ノ手ニ委ネテ其開明ヲ謀リ、又ハ其天性ヲ回復せんトス、抑も又タ難哉、或ハ又タ熾殺ノ政略を取ルものアリ、或ハ又タ掠奪の政略ヲ取ルモノあり、或ハ戦勝追放ノ政略ヲ取レルものあり、酷極マレリト云フベシ、

雖然、斯の如キ残酷の時代既ニ過キ去リ、殖民地政府の土蕃ニ対スル政略ト輿論トハ一變ニ歸セリ、蓋シ殖民地政府の義務ナルモノハ、忒条ニ別ル、を得可シ、保護ト開化ニ導クコト。

蓋シ殖民地政府の政略ナルものハ、勿論土蕃ノ性質、開明ノ度、及其人口ノ数ニ於テ実地の行政異ナラサルを得ス、蓋シ十九世紀英国の殖民地ニ於テ、南亜の土人ハ尤モ開化セルものナリ、牧民ナリ。財産の権利を認む。戦を好む。亜米利加土蕃ノ天性、南米の土人ハ北米ニ比スレハ稍野蛮。ポリニヤン人ハ他の人種ニ比スレハ溫柔ナルもの多シ。澳州人ハ人間の下等ナルものナリ、下等動物ニ近シ、此等人種を待フニ至リ、亦タ特異の政略ヲ行ハサルベカラス

蓋シ殖民ノ初めニ当リ、土蕃ヲ保護スル第一着ハ、其行政部の機関を選択スルニアリ、亜国ノ殖民地ニ於テハ保護者或ハ印度人義員ノ選舉行ハレたり、彼輩ハ頗ブル有用の機関たり、英国の殖民地ハ、此等の制度ハ最初設立セス、加奈他ニ於テハ印度局あり、頗ブル費用を要ス、合衆国ニ於テモ印度代理人アリ、頓テ頗ブル費用を要スルモノナリ、

是ハ行政ニ関スル事ナリ、

蓋シ保護者の職務ナルものハ、土蕃ノ犯罪及之レニ対スル罰律是レナリ、土蕃ト白人トの契約、殊ニ主人と従僕トノ關係。法廷ニ於テハ弁護人たり。其外凡テ土人を保護スルコトを務む。

法律ニ関シテハ、土蕃ハ全ク英国の法律ヲ以テ取扱ふベキヤ否ヤ、大問題ナリトス、彼輩ハ法律を知らス、知ラぬ法律ニ対シテ責任を帯ハシむルハ土蕃ニ対してハ難キニアラぬや、倍審ノ裁判ハ彼輩ニ於テ果シテ權利ヲ保護スルものトせんカ、疑ハシキコトナリ、土人を死刑ニ処スルニ当リ倍審ニ処セルコトあり、全ク復仇トナせり、蓋シ警察官ヲシテ Make Law ヲ行ひ、且つ警察官ヲシテ白人ニ対してハ起訴者タラしめん。刑罰ハ囚檻ニ限ルベシト云ふものあり、併シ是レ費用を要スル多キものナリ、然ニ又タ土人相互ノ關係ニ対してハ如何様ニ取扱ひハ可ナルやと云ふニ、是レ亦タ問題ナリ、一説ニ曰ク、欧州人ニ対シテ人身及財産ニ対スル罪ヲ犯サハ、之を英国の法律ヲ以テ犯シテ可ナルも、自分等の間ニ於テ、奇異の習慣等ヨリ来ルものならむ、之ヲ不問ニ付スベシト云ふ、

次ニ土蕃ヲ開明ニ導クコトニ就テハ、欧州各国ノ殖民地ニ於テ殆んど同一ノ政略ヲ取レルカ如し、先ツ米國ニ就テ申セバ、殖民の初めニ於テハ開明ニ導ク杯ノ思想ハ更ニナク、彼等を追ふテ其土地ニ移住せり、土人も又タ深く不毛ノ地ニ入り獸獵を事トシテ生活をなせり、然レトモ追々其境土ハ狭マレ、其人口ハ減スルニも不関シテ生活を得ルノ難キを感スルニ至リ、再ひ其旧地ニ立戻リ生活セサルを得サル有様ニナレリ、其婦ルや人口ハ稀疎ニ、其性質ハ稍變シ、或ハ全ク政府の教育ヲ納クカ、或ハ危嶮ナル人民ニシテ移民を襲ふ蕃民トナるものナリ、然ル時ニ於テ土地の圀地を移住民ノ居ル地方ニ設け之レヲ生活せしむ、且つ宗教ヲ以テ感化シ遂ニ開明ニ導クコトを務めたり、当時ニ至リ初メテ、土地を彼輩の爲めニ圀込コト、財産を備ひ置クコトの必要を感スルニ至レリ、

此方法タル彼輩の爲めニ不利の点少ナカラス、白人の移住ハ速ニ印度土人の用地ニ迫リ、彼輩ヲシテ安心セサラシむ、開明進歩スル新移住地の真中ニ獸獵場タル荒地を見ルナリ。且ツ又タ白人と土人との争乱止むなく、大ニ白人の下等ナルものをシテ其用地ニ濫入スルの出丈^{ウヂ}タラしむ、其極ハ遂ニ又タ政府ヲシテ土人を驅リテ他の荒地ニ移住せしむル必要を見せしむ。又タ如此取扱ハ實際必要ナルあり、如何トナレハ、彼等の食料タル野獸の大ニ減少スルを以テナリ、蓋し其用地の周圍ハ耕破セシ爲めニ大ニ其發育ヲ害スルニ至ル、彼輩ヲシテ農業ニ進マしめハ可ナリト雖トモ、頑猶旧習を株守シテ開明ニ移ラス、爲めニ荒地ニ移転スルの止ムベカラサルヲ見ルナリ、然ラサレハ彼輩必ス飢餓ニ迫ルベし、或ハ全ク移民の利益の爲めニ彼輩を驅リテ移サしむルコトあり、可厭事ナリトス、蓋し不開化の人民の近隣ニ居ルコト、沃土を荒蕪ニ属せしむル不經濟ナルコト、移住スル土地の欠乏スルコトの訴ハ、遂ニ土蕃を追放せしむルニ至ルナリ。

追放ハ一時ノ窮策ナリ。不絶之を繰返すコトの必要を見ル。土人モ又タ漸ク農業ニ移らんとスルニ際シ、稍野獸ノ多キ地方ニ移転スルを以テ忽チ旧習ニ復帰ス、文化ノ風ヲ除々に忘却スルニ至ルナリ、

然ラハ如何セハ可ならん、而シテ彼輩ノ将来ノ命運ハ果シテ如何、

- (1) 土蕃ノ皆燼、彼輩ヲシテ全ク文化ニ移ルコトの難キものトシ、之ヲ燼滅スルコトナリ、
- (2) 殖民者ト Amalgamate スルコト是レナリ。第二ハ務めて能ハサルコトナカルベシ、分立シテ開明ニ導クコト。
- (3) 一般人民ト混同スルコトナリ、混合トハ他ナシ、土人ト殖民者トノ一致ナリ、即チ、或ハ主僕タリ、或ハ同胞ノ労働者タリ、或ハ同胞ノ住民タリ、或ハ相互ノ結婚をナスを云ふ

混合を以テ唯一の方法トハ、メリウエル氏ハナセリ、初めニ土地の用地を置き、其土地ヲ販売シテ資金ヲ作ルナリ、

新ゼーランドの如キハ各タウンシブニ於テ十分一の土地を用地トシテ取除キたり。

土蕃ヲ開明ニ導クニ就テハ、政府の職務ハ那辺ニアルベキカ、凡そ土蕃ヲ開明ニ導クに就テハ伝道師ノ力を借ルハ甚タ要用ナルカ如し、或人ハ耶穌教ヲ以テ開明セル人種ノ宗教ニシテ土蕃の如キハ其宗教ヲ入ル、丈開明ニ至ラサルベカラストナス、宗教ニヨラスシテ開明ニ入レントスルニハ、単ニ普通ノ教育を以テ兒童を教育セサルベカラス、然レトモ兒童ヲシテ全ク家族ヨリ分離セシむルハ甚タ困難の事ナリトス、

蓋シ宗教心ナルモノハ人種の如何、開明ノ如何を不論、必ス人心ニ可然存在スルモノナリ、殊ニ北米土人の如キハ天性宗教心ニ富メルモノナリトス、無論無神論を主張スルものも土人中ニ之を見ルナリ。蓋シ此宗教心ヲ喚起シテ漸次文化ニ導クハ尤モ標經ナリトス、サレハ伝道師ハ文化ノ先達者タル知ルベキナリ、サレハ殖民地政府ノ当然務むベキ事ハ伝道ノ事業を奨励スルニアリ、敢テ宗派の如何を問ふを要セサルナリ、蓋シ文明の Pioneer ナルモノハ伝道師ナリ、然レトモ、彼輩ハ未タ文明ノ事業を完全ナラシむル能ハス、蓋シ教育ナルものハ全ク伝道師の手ニ委ヌル能ハス、必ス政府の手ヲ以テ監督スル所ナカラサルベカラス、而シテ其教育の性質ハ如何ナルものを選ふベキカハ、是レ又タ教育上の大問題ナリトス、独り普通のものゝみならず、技芸教育の如キ大ニ必要ナリトス、実業学校ノ課程の如キハ大ニ有用ならん、

併問題中ノ問題ナルものハ Amalgamation ナリトス、

英仏戦争（米国殖民史上）

1. “King William’s War with” the French—1689—1697—(Peace of Ryswick)
(欄外 「= War of Sp. Succession」) 2. Queen Anne’s War” with the French—1702—1713
Treaty of Utrecht
(欄外 「= 2nd Silesia War—War of Aus. Succession」) 3. King George’s War” with the French—1744—1748
Peace of Aix-la-Chapelle
(欄外 「= 7 years War」) 4. The Old French & Indian War—1755—1763.
Peace of Paris
5. War of Independence—1775—1783. Peace of Paris
6. French Revolution—1789—1815

斯氏曰ク、本国ニのみ輸出し得キ物品ハ記名の物品ニ限ル、其他ハ之ヲ自由ニ他国ニ輸出スルを得ん、併シ本国の船舶ニ搭載スルを要ス

其船舶の持主ハ英人ニシテ水夫四分の三ハ英人ナルを要ス。

無記名の物品ハ—穀物—材木、塩付食物—魚類—砂糖、酒—(Rum) ナリトス、其理由如何ヲ説明セヨ、(魚類ハ西葡及地中海へ輸出ス) ラム、亜弗利加へ出せり、之を以テ土人ヲ連帰レリ。

記名品ハ二種あり、或ハ米国の特産、又ハ本国ニ於て産出シ能ハサルものナリ、
即チ左ノ如シ

molasses—coffee. cocconuts—tobacco—pimento—ginger—whale-fins—raw silk—cotton
wool—beaver—indigo—特産物ナリ其他ハ naval stores masts—yards—tar—pitch—turpentine—barium—copper
ore—hides & skins—

斯ハ、安買高売のみならず、海漕を開キ、又タ海税を増ス。

独り殖民地と西印度島にてハ、自由の貿易を得たり、

而シ又タ、製造品ニ至りてハ、英国ハ或ハ高税を課し、又ハ全ク之ヲ禁制せり、

殖民地ニ利益ヲ与ルコトもあり、如何トナレハ、他国よりの輸入品ニハ高税を課し、又ハ殖民地の輸出ニ補助ヲ与フル如キコトありたり、初めの方ハ砂糖、煙草、鉄ナリ第弐ハ綾糸、麻、インデコ、亜麻、海軍品の如キナリトス、(欄外「第三、」) 殖民地ヨリ全ク製造の粗品を輸入スルト云ふ事ナリ、是レ全ク本国製造家ハ殖民地ニ対シテ犠牲をなすものナリ、政略上の事ナリ経済的ナラス。

蓋シ他国ニ対してハ禁制的の海關税を置カスンハ此目的を達スルコト能ハス、然ルトキハ非常ニ物価を騰貴せしめ、国民の損失を招ク、此外ニ尚損害あり、何んぞ、一ハ消費の減少。一ハ粗末ナル原質を使用せしめ、良品を除かしむ、

是レ經濟上ノ損害ナリ、

（欄外「第四、」海漕業ニ関スルものニシテ、航海権を專握スルコトナリ、初めハ海漕を盛んにナシ、国防ニ当ルを以テ主要の目的トナセリ、蓋シ英国天然ノ形勢之を然らしむ、蓋シ近世の初めニ当リ、荷蘭陀ハ尤も世界の海漕業を占め、查斯第二世の初めニ当リ、Sir William Pettyハ、欧州の全噸数を二、〇〇〇、〇〇〇噸トナセリ、其内八〇〇、〇〇〇噸、蘭国ニ属セルものナリト、蘭国の然ル所以ハ、何等の原因ニ属スル也、天然ニ殷富ナル為め也、然ラス、全ク資本の貯蓄之を然らしむ、及びMoral Capital即チenergy industry、及、習慣の然らしむル所ナリ、是れ蘭国をシテ商権を掌握せしむルものトナセリ、之と競争し蘭国の権を削らんとセルハ、即チ英国航海律の本源ナリトス、

英国航海の隆盛と、蘭国航権の衰頹ハ、実ニ航海律を以テ其紀元トナストハ政事家の唱道スル所ナリ、併シ商業上及經濟上ヨリ觀察スレハ、本国の商人并殖民地の商人ハ為めニ損失を招キシハ明瞭ナリトス、

（欄外「第五、」殖民地ニ於テ製造の檢束を置クコトハ甚タ道理ニ反対セルものナリ、何を以テ其權利ヲ奪掠スルの權利アルベキや、決シテアルナシ、蓋シ殖民の初めニ當りてハ、殖民地ニアリテ勞力費高ク、土地ハ廉ナリ、製造起ルベカラス、併シ、人口増殖シ、資本蓄積スルニ及んでハ、其製造を留むルハ利益を超越スルニ齎し、砂糖精製の如キ、殖民地ニ於テ禁せり、之レ僅少の資本家を利益せしめ、又タ海漕ニ従事セルものを利益せしめん為めナリトス、

已上ハ即チ殖民商略ナルもの、一斑ナリトス、其殖民地ニ於ケル損失のみならず、本国ニ対シテも損失たり、如何トナレハ、殖民地ニ於ケル粗品を必ス本国ニ於テ購買セサルベカラサルを以テナリ、檢束的商略を取らんカ、或ハ相互的商略ヲ取らんカ、大ニ一國ノ經濟上ニ於テ研究スベキ問題ナリトス、

土蕃ヲシテ開明ニ導カント欲セハ、必ス早晚優等人種ト混同スル所ナカラサルベカラス、彼ノ伝道師ノ事業の如キハ元來土蕃の分離ニ基ツク、サレハ混同起ルニ至レハ、彼輩ノ先導或ハ頼むベカラス、然ルニ土蕃ハ混同セサレハ移転セサルベカラス、移転ハ限りナク之ヲ行ふ能ハス、境土限りアルを以テナリ、而シテ又タ混同モ遂ニ下等社会ト共ニ行ハル、を以テ或ハ却て其純性ヲ傷ふ、何ニシテモ土蕃問題ハ至難ナル哉、

混同ニ式種アリ、住居ノ混同、及血統ノ混同是レナリ、血統の混同ハ平和ナル手段を以テ土蕃ノ血統を燼滅せしむルものナリ。